財 政 用 語 集

<u></u> 目 次

予 算 歳 入 歳 出(目的別) 歳 出(性質別) 決 算 地方交付税 財政分析 財政健全化指標

令和6年3月

総務課/財政班

~ 予 算 ~

◆ 一般会計

地方公共団体の会計の中心的なもので、福祉から教育などまちづくり等の行政運営の基本的な経費を網羅した会計です。

◆ 特別会計

特定の事業を行う場合、特定の歳入をもって特定の歳出に充て、一般会計の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合に設ける会計です。

◆ 公営企業会計

地方公共団体の経営する企業で、独立採算的な事業会計のことで、地方公営企業法の適用 を受ける「法適用企業」と「法非適用企業」があります。

◆ 普通会計(※一般会計等)

個々の地方公共団体ごとの各会計の範囲が異なっているため、財政比較や統一的な掌握が 困難なため、地方財政統計上統一的に用いられる会計区分です。

(※地方公共団体の財政の健全化に関する法律においては「一般会計等」と読んでいます。)

◎四万十町の会計

(四万十町特別会計条例第1条、水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例第1条)

区分		会 計 名	備考
一般会計等		 一般会計	 決算統計対象会計
(普通会計)		14.2H1	17(7) //Sull 17(3)(2)(11
		国民健康保険事業特別会計	特別会計
		国保大正診療所特別会計	<i>"</i>
公		国保十和診療所特別会計	//
営		大道へき地診療所特別会計	//
事		後期高齢者医療事業特別会計	//
業		介護保険事業特別会計	//
会	公	特別養護老人ホーム窪川荘特別会計	特別会計(法非適用)
計	営	特別養護老人ホーム四万十荘特別会計 " (法非適用)	
	企	水道事業会計	(法適用)
業		下水道事業会計	//

- ※下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計は令和5年度をもって下水 道事業会計(公営企業会計)へ移行
- ※下水道事業会計は令和6年度より新設

◆ 継続費

2ヵ年度以上にわたり支出すべき経費の総額及び年度割りについて、あらかじめ一括した 予算として議決を受けるもので、毎設定年度の執行残額は逓次繰り越しができます。

◆ 繰越明許費

歳出予算の経費のうち、その性質上又は予算成立後の事由により当該年度内に支出が終わらない見込みがあるものについて、翌年度に限り繰り越して使用するための予算です。

◆ 事故繰越

年度内に支出負担行為を行い、その後の避けがたい事故のため年度内に支出が終わらなかったものを翌年度に繰り越して使用することをいいます。

◆ 債務負担行為

歳出予算の金額、継続費の総額、繰越明許費の金額の範囲外において、将来の財政負担となる債務を負担する行為をする場合、予算として定めておくものです。

※当年度に予定される場合は当年度を含む債務負担行為が可能

◆ 地方債(町債)

地方公共団体が行う事業等で、必要な財源を調達するために借り入れるいわゆる借金で、 予算で定めることとしています。

◆ 一時借入金

地方公共団体が一会計年度内における一時的な支払資金の不足が生じた場合に借り入れるお金で、その限度額を予算で定めることとしています。

◆ 当初予算

一会計年度の年間予算として当初に成立した予算。 単年度予算の種類として当初(本)予算に対し、暫定予算、骨格予算があります。

◆ 補正予算

当初予算成立後における事情変化により、増額又は減額、金額振替等の変更を加える予算をいいます。

◆ 専決処分

議会が本来議決又は決定すべき事項(条例の制定・改廃、予算など)について、議会の議 決により委任された場合や議会を召集する時間的余裕がない緊急な事案等については、町長 が議長に代わってこれを処分することです。

◆ 予算の流用

既に予算において使途が決定している経費を抑制し、それを他の支出費目の増減に充当して使用することです。(歳出予算の各「款」相互の流用は禁じられていますが、「項」については必要がある場合に限り予算に定めるところにより流用が認められます。)

◆ 予算科目

予算に計上されている費目の内容を表す事項で、地方公共団体の予算は歳入歳出ともに 款・項・目・節に分類されます。(このうち「款・項」が議決の対象となり議決科目といわ れ、「目・節」は予算執行科目といわれます。)

◆ 調定

歳入を徴収しようとする場合に、その内容を調査して、年度、科目、収入額、納入義務者 等を内部的に決定する行為です。

◆ 支出負担行為

支出の原因となる契約その他を行う場合において、その内容を精査して、法令や予算との整合性、執行の必要性、価格や相手方の妥当性などを確認したうえで、支出すべき金額、債権者等を内部的に決定する行為です。

◆ 出納整理期間

前会計年度末までに確定した債権債務について、所定の手続きを完了し、現金の未収未払の整理を行うために設けられた期間で、会計年度終了後の4月1日から5月31日の2ヶ月間をいいます。

~ 歳 入 ~

◆ 町税

町内に在住の皆さんや町内に事務所を有する法人等に納めていただく税金です。 町民税(個人・法人)、固定資産税、軽自動車税、町たばこ税、入湯税など。

◆ 地方譲与税

国税として徴収した税を、一律的に客観的基準(道路の延長と面積)によって地方公共団体に配分されるものです。

「地方揮発油譲与税 (ガソリン税)」と「自動車重量譲与税」及び「森林環境譲与税」などがあります。

※令和元年度より「森林環境譲与税」が新たに創設されました。

※森林環境譲与税…平成30年に成立した森林経営管理法を踏まえ、また、パリ協定等の 温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための財源確 保として、令和6年度から「森林環境税」が課税されることに伴い、 令和元年度より譲与されることになったもので、森林整備及びその 促進に関する費用に充てることとされています(令和6年度までは 地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用)。 譲与額については、私有林人工林面積(55%)や林業従事者数(20%)、 人口(25%)により算定されます。

◆ 利子割交付金

金融機関等の利子の支払を受ける際に課税される税の一部を、県が個人県民税の額に応じて市町村へ交付するものです。

◆ 配当割交付金

上場株式の配当に係る税の一部を、県が個人県民税の額に応じて市町村へ交付するものです。

◆ 株式等譲渡所得割交付金

株式の譲渡によって発生した税の一部を、個人県民税の額に応じて市町村へ交付するものです。

◆ 法人事業税交付金

都道府県の法人事業税額の 100 分の 7.7 (市町村の法人住民税法人税割額の引き下げ (2%) 相当分) を市町村に交付するものです。

※市町村の法人住民税法人税割額の税率は令和元年10月より9.7%→6.0%(▲3.7%)

◆ 地方消費税交付金

都道府県間において清算後の消費税額の2分の1に相当する額を、県が人口と従業者数に 応じて市町村に配付するものです。

◆ ゴルフ場利用税交付金

ゴルフ場利用税 (スカイヒルゴルフクラブの場合 430 円) の 10 分の 7 相当額を当該ゴルフ場所在の市町村に交付するものです。

◆ 環境性能割交付金

廃止された自動車取得税交付金に代わり令和元年10月より創設された交付金で、県に納められた自動車税環境性能割のうち40.85%が市町村道の面積と延長に応じて交付されます。

- ※新車・中古車問わず、車両の燃費性能等に応じて、自家用0~3%、営業用と軽自動車 0~2%が課税されます。
- ※軽自動車分は町税として歳入されます。

◆ 地方特例交付金

国の制度改正等により、地方負担の増や地方の減収が生じた場合などに、特例的に交付されるものです。

平成 20 年度から、個人住民税の住宅借入金等特別控除の減税等による地方税の一部を補 てんするため国から交付されています。

また、令和元年度に限っては、10 月からの保育料無償化に伴う地方負担増分を「子ども子育て支援臨時交付金」として交付されました。

◆ 地方交付税

国税(所得税、法人税、消費税、酒税、地方法人税)の一定割合を財源として、全国どの 市町村に住んでいても一定の水準の行政サービスが受けられるよう、国が一定の基準により 地方公共団体に交付するものです。

- · 普通交付税: 基準財政需要額 基準財政収入額 = 交付基準額
- ・特別交付税:普通交付税で捕捉されない特別な財政需要に対し交付

◆ 交通安全対策特別交付金

道路交通法に定める反則金を財源として、道路交通安全施設(ガードレール、カーブミラー等)の設置及び管理に要する経費に充てるため、交通事故発生件数、人口集中地区人口、道路延長の割合により国から交付されます。

◆ 分担金及び負担金

町の行う事業により利益を受けるものから、その受益を限度として徴収するものです。(老人ホーム利用者負担金、町立・私立保育料、学校給食費負担金などがあります。)

◆ 使用料及び手数料

町の施設の利用や事務により利益を受けるものから、その受益に対する実費負担的な金額をいただくものです。(町営住宅使用料、道路占用料、公共施設使用料、戸籍・住民票等交付手数料などがあります。)

◆ 国庫支出金

国と町が行う事業経費負担区分に基づいて、国が町に対して支出するものです。 負担金、委託金、特定の施策の奨励又は財政支援のための補助金などがあります。

◆ 県支出金

県が町に支出するものです。県自らの施策として単独で交付するものと県が国庫支出金を 経費の全部又は一部として交付するもの(間接補助金)があります。

※市町村事務処理交付金について…県の権限に属する事務の一部を市町村が処理することとされている事務(四万十川条例、鳥獣保護・狩猟の適正化に関する法律などに基づくもの)について、 人件費や事務費見合い分が交付されるものです。

◆ 財産収入

町が有する財産(公有財産、物品、債権、基金)の貸し付け等の運用により受け取る賃借料、利息、配当金及び財産の売払い等による現金収入です。

◆ 寄附金

町以外の者から受ける金銭の無償譲渡です。四万十町では、「ふるさと支援寄附金」として受け入れするものが大半を占めています。

◆ 繰入金

一般会計、特別会計及び基金の間における現金を移動することです。

◆ 繰越金

前年度の決算上の剰余金です。

◆ 諸収入

他の収入科目に含まれない収入です。

延滞金、預金利子、受託事業収入、雑入などがあります。

◆ 町債(地方債)

地方公共団体が事業を行うにあたり、財源が不足する場合、特に一時に多額の資金を必要とするときに、政府や銀行等から資金を調達するもので、長期的な借入金です。

· 合併特例事業債

合併した市町村が、まちづくりのため市町村建設計画に基づいて実施する事業に要する 経費について、合併20ヵ年度(四万十町の場合平成18年度から令和7年度)に限り、対 象事業費の95%の費用が借り入れできます。

また、元利償還額の70%が後年度に普通交付税に算入されます。

·臨時財政対策債

普通交付税として算定・交付されるべき額の不足分を直接、市町村が借り入れするもので、赤字地方債ともいわれます。

・減収補てん債

地方公共団体が見込んだ地方税が減収となったことにより、当該年度の財政運営に困難をきたすのを防ぐための財政措置として、対象税目の標準税収入額から税収入見込額を控除して算出した減収額の範囲内において、財政事情等を総合的に勘案して同意されるものです。

なお、対象事業は、特別な法律による場合のほかは、地方財政法第5条ただし書きに 定める事業のうち普通会計に係るものに限られており、また、平成19年度からは、さら に当分の間、地方財政法第5条の特例として建設事業以外にも充当できることとされて います(地方財政法附則第33条の5の3)。

令和2年度限りの措置として、新型コロナウイルス感染症の影響により通常を上回る大幅な減収が生じる、消費や流通に関わる7税目について、地方財政法を改正し、減収補填債の対象税目に追加されました。

1. 趣旨	○ 年度途中の減収に対して、減収を補塡するための特別の地方債(減収補塡債)の発行を可能としている。○ 新型コロナウイルス感染症の影響により通常を上回る大幅な減収が生じる、消費や流通に関わる7税目について、令和2年度限りの措置として、地方財政法を改正し、減収補塡債の対象税目に追加。			
2. 対象税目	現行の税目 法人税割、利子割・同交付金、 法人事業税・同交付金、 特別法人事業譲与税	令和2年度(コロナ関係) 地方消費税・同交付金、軽油引取税・同交付金、不動産取得税、 道府県たばこ税・市町村たばこ税・同交付金、 ゴルフ場利用税・同交付金、地方揮発油譲与税、航空機燃料譲与税		
3. 充当率	100%			
4. 交付税措置率	置率 100%(下記以外の税目) 100%(地方消費税・同交付金の増税分、地方揮発油譲与税、航空機燃料譲与税)			
5. 資金	○ 従来は減収補塡債の全額を民間資金で調達していたが、令和2年度については、資金調達に万全を 期すため、一般市町村の全額を含め、1兆円を最も金利が安い公的資金で増額確保。			

◆ 一般財源

使途が特定されず、どのような経費にも使用することができる財源です。 地方税、地方譲与税、地方交付税などがあります。

◆ 特定財源

使途が特定されている財源です。

分担金及び負担金、使用料及び手数料、国庫支出金、県支出金、地方債などがあります。

◆ 自主財源

地方公共団体が自主的に収入できる財源です。

地方税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰越金、諸収入などがあります。

◆ 依存財源

国や県の配分による財源です。

地方譲与税、地方交付税、国庫支出金、県支出金、地方債などがあります。

◆ 経常的収入

毎年度、継続的に、しかも安定的に確保できる収入です。

地方税、普通交付税、継続的な国庫支出金があります。

◆ 臨時的収入

当該収入が持続的に収入されるものでなく、一時的・臨時的なものです。 特別交付税、不動産売払収入、地方債などがあります。

~ 歳 出(目的別) ~

◆ 議会費

議会運営のための経費です。

◆ 総務費

庁舎や財産の維持管理費、税金の徴収、戸籍・住民基本台帳管理、選挙、統計などの経費です。

◆ 民生費

障害者や高齢者の福祉サービス、子育て支援、保育所運営費などの経費です。

◆ 衛生費

健康増進、疾病予防、環境保全、清掃費などの経費です。

◆ 労働費

雇用対策など経費です。

◆ 農林水産業費

農林水産業の振興を図るための支援や生産基盤整備などの経費です。

◆ 商工費

商工業や観光の振興などの経費です。

◆ 土木費

道路、河川、公営住宅などの社会資本基盤整備などの経費です。

◆ 消防費

消防署の運営費や消防団員の活動費、防災などの災害対策のための経費です。

◆ 教育費

小中学校の学校教育、生涯学習の充実、文化・スポーツの振興などの経費です。

◆ 災害復旧費

災害復旧工事費などの経費です。

◆ 公債費

町債の元利償還金及び一時借入金利子を支払うための経費です。

~ 歳 出(性質別) ~

※ 目的別(議会費や教育費などの行政目的)に対して、人件費や物件費(委託料など)といった"どのような経費が使われたのか"を区分したもの。目的別と性質別を合わせて見ること(=クロス表)で、「どの目的」に「どんな経費」が使われたのかを分析することができます。

◆ 人件費

職員の給与や議員、非常勤職員への報酬などの経費です。

令和2年度より会計年度任用職員(旧臨時職員含む)も含まれています。

◆ 物件費

経費のうち消費的性質をもつ経費です。賃金、旅費、需用費、役務費などが該当します。

◆ 維持補修費

道路や公共用施設などの管理するための経費です。

◆ 扶助費

社会保障制度の一環として、生活保護法や児童福祉法、老人福祉法等の法令に基づき、児童・高齢者・障害者・生活困窮者等に対して国や地方公共団体が行う支援(支給)や、町が独自(単独)に行う各種扶助のための経費です。

生活保護費・児童手当などがあり、現金・物品を問いません。

◆ 補助費等

町から他の地方公共団体(県、市町村、一部事務組合)や民間に対して、行政上の目的に より交付される現金給付に係る経費です。

報償金 (講師謝金など)、保険料、負担金、補助金などがあります。

◆ 普通建設事業費

道路、橋りょう、保育所、学校、庁舎などの公共施設、公用施設の建設事業に必要とされる投資的な経費です。

◆ 災害復旧事業費

暴風雨や地震などの異常天候等により被災した施設を復旧するための経費です。

◆ 公債費

町債の元利償還金及び一時借入金利子を支払うための経費です。

◆ 積立金

財政運営を計画的にするため、又は財源の余裕がある場合に年度間の財源変動に備えて積立てる経費です。

◆ 投資及び出資金

財産を有利に運用するための国債などの取得や公営上の必要性による会社の株式の取得などに要する経費です。財団法人設立の際の出捐金なども該当します。

◆ 貸付金

住民の福祉増進を図るため、町が直接あるいは間接的現金の貸付を行うための経費です。

◆ 繰出金

一般会計、特別会計及び基金の間で、相互に資金運用するための経費です。

◆ 予備費

予算編成の際、予期しなかった予算外の支出に対応するための科目です。

★ 義務的経費

歳出のうち、任意に節減できない硬直性の高い経費です。 人件費、扶助費、公債費をいいます。

★ 投資的経費

庁舎、道路、公営住宅、学校の建設など、社会資本の整備に要する経費です。 普通建設事業費、災害復旧事業費等から構成されます。

★ 消費的経費

支出効果が単年度又は短期間に終わるもの、後年度に形を残さない経費です。 人件費、物件費、維持補修費、扶助費、補助費等をいいます。

★ 経常的経費

毎年度持続して固定的に支出される経費です。

人件費、物件費、維持補修費、扶助費、補助費等、公債費などをいいます。

★ 臨時的経費

一時的、愚発的に支出される経費、規則性のない経費です。

★ 補助事業

地方公共団体が国から負担金又は補助金を受けて行う事業です。

★ 単独事業

国の補助を受けずに町独自で任意に実施する事業です。

~ 決 算 ~

◆ 形式収支

歳入決算額から歳出決算額を差し引いた額をいいます。 <式> 形式収支 = 歳入決算総額 - 歳出決算総額

◆ 翌年度に繰り越すべき財源

継続費逓次繰越、繰越明許費繰越及び事故繰越により、事業を翌年度に繰り越すときに は、その事業に必要な財源も翌年度に繰り越すことが必要となり、その財源をいいます。

◆ 実質収支

形式収支から、翌年度への繰越財源(継続費の逓次繰越〔執行残〕や、繰越明許等に伴い翌年度へ繰り越すべき財源)を差し引いたものです。

(注)歳入の中には前年度の実質収支が繰越金として含まれているため、実質収支には過去 からの収支の赤字・黒字要素が含まれています。

<式> 実質収支 = 歳入歳出差引額(形式収支) - 翌年度に繰り越すべき財源

◆ 単年度収支

実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額をいいます。実質収支は、前年度以前からの収支の累積であるため、その影響額を控除したものです。

<式> 単年度収支 = 当該年度実質収支 - 前年度実質収支

◆ 実質単年度収支

単年度収支から、実質的な黒字要素(財政調整積立金・地方債繰上償還)や赤字要素(財政調整基金の取崩し)を加減したものです。「当該年度だけの実質的な収支」を把握するための指標となっています。

<式> 実施単年度収支 = 単年度収支 + 財政調整基金積立額 + 地方債繰上償還額 - 財政調整基金取崩額

◆ 財政調整基金

年度間の財源の不均衡を調整するために積み立てる基金です。

◆ 減債基金

公債費の償還を計画的に行うための資金を積み立てる目的で設ける基金です。

◆ 特定目的基金

特定の目的のために資金を積み立てるものです。

施設等整備基金、地域福祉基金、新しい町づくり基金、合併特例債まちづくり基金、ふるさと支援基金などがあります。

~ 地方交付税 ~

◆ 普通交付税

地方交付税総額の94%に相当する額。下記の財源不足に対して交付されます。 (基準財政需要額-基準財政収入額)=財源不足額(交付基準額)

◆ 特別交付税

地方交付税総額の6%に相当する額。普通交付税で補てんされない特別の財政需要に対して交付されます。

◆ 基準財政収入額

普通交付税の算定に用いるもので、各地方公共団体の財政力を合理的に測定するために標準的な状態において徴収が見込まれる税収入を一定の方法によって算定した額です。

基準財政収入額= (A+B) ×75%+ (C+D)

A:標準的税収入(市町村分の税交付金含む)

B:地方特例交付金のうち減収補てん特例交付金

C:地方譲与税等

D:所得割における税源移譲相当分

◆ 基準財政需要額

普通交付税の算定に用いるもので、各地方公共団体が合理的かつ妥当な水準における行政 を行い、又は施設を維持するための財政需要を一定の方法によって算定した額です。

◆ 財政力指数

地方公共団体の財政力を示す指数です。この指数が大きいほど財政的に余裕があるとされ、「1」を超えると地方交付税は交付されないことになります。

財政力指数=基準財政収入額:基準財政需要額 (※3ヵ年平均で算出します)

◆ 標準財政規模

地方公共団体の通常的な状態で通常収入されると見込まれる経常的な一般財源の規模を 示します。

標準財政規模=標準税収入額等+普通交付税+臨時財政対策債発行可能額

◆ 標準税収入額等

地方税法に定める法定普通税を、標準税率をもって地方交付税法で定める方法により算定した収入見込額です。標準税収入額等=【[基準財政収入額-(所得割における税源移譲相当額25%)-地方譲与税・交通安全対策特別交付金・地方消費税交付金引上げ分25%・森林環境譲与税]×100/75】+地方譲与税・森林環境譲与税

◆ 交付税措置

地方交付税の算定において、個別の財政需要について、基準財政需要額の算定上の数値に 算入することです。

◆ 普通交付税の合併算定替

合併後でも、合併がなかったものと仮定し、合併前の旧市町村ごとに算定した普通交付 税の合算額を保障し、合併による不利益が生じないように配慮されるものです。

合併年度及びこれに続く 10 ヵ年度(四万十町の場合は、平成 $18\sim27$ 年度)以降、段階的に縮減(四万十町:平成 28 年度以降 ~5 ヵ年で $0.9\rightarrow0.7\rightarrow0.5\rightarrow0.3\rightarrow0.1$)されます。

~ 財政分析 ~

◆ 経常収支比率

人件費、扶助費、物件費などの経常的経費に町税や普通交付税などを中心とする経常的収入がどの程度充当されているかという割合を示すものです。この数値が高いほど経常的歳入される一般財源に余裕がないことを示しており、町村で 75%を超えると財政構造は弾力性を失いつつあると考えられています。

経常収支比率= (経常経費充当一般財源:経常一般財源+臨時財政対策債)×100 ※主な経常的経費:人件費、物件費、維持補修費、扶助費、補助費等、公債費

◆ 公債費比率

公債費に充てられた一般財源の標準財政規模に対する割合です。この数値が高いほど、財 政構造の硬直性の高まりを示しています。

公債費比率=元金償還額- (特定財源+公債費に係る基準財政需要額)÷ (標準財政規模 -公債費に係る基準財政需要額)×100

◆ 公債費負担比率

公債費に充てられた一般財源の一般財源総額に対する割合をいい、地方公共団体の財政構造の硬直化を判断するものです。

公債費負担比率=公債費充当一般財源÷一般財源総額×100

◆ 起債制限比率

標準的な財政規模に対する公債費の占める割合の過去3年度間の平均を言います。公債費に充てられる特定財源や、地方交付税により措置のある財源等を除いて計算します。平成17年度以前は、この比率が20%以上になると、一般単独事業債等の許可が制限されました。

A~C:公債費比率で使用した項目と同じ

E:基準財政需要額に事業費補正として算入された公債費

◆ 類似団体

全国の市町村を「人口」と「産業構造」を基に類型化したものです。

(四万十町のグループには全国で17町村があります。)

類似団体の財政の実態を身近な尺度として、自らの財政運営の問題の所在を明らかにし、財政の健全性確保に向けて検討するのに役立てられます。

~ 財政健全化指標 ~

◆ 実質赤字比率

一般会計等(一般会計及び住宅新築資金等貸付事業特別会計)を対象とした実質赤字額の 標準財政規模に対する比率です。これが生じた場合には赤字の早期解消を図る必要がありま す。

◆ 連結実質赤字比率

国民健康保険事業等の特別会計や水道事業等の公営企業会計を含む町の全会計を対象と した実質赤字額(又は資金不足額)の標準財政規模に対する比率で、これが生じた場合、問 題のある会計が存在することとなるため、赤字の解消を図る必要があります。

◆ 実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金等の標準財政規模に対する比率で、この指標が 18%を 超えると起債の許可が必要となり、25%を超えると一部の起債発行が制限されます。

※元利償還金等:町の借入金の返済額及び特別会計や町が加入する一部事務組合等の借入 金のうち一般会計等が負担する経費です。

実質公債費比率= [(A+B) - (C+D) ÷ (E-D)] ×100 (3ヵ年平均)

A:地方債の元利償還金

B:地方債の元利償還金に準ずるもの(準元利償還金)

C:元利償還金又は準元利償還金に充てられた特定財源

D:普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された地方債の元利償還金

E:標準財政規模

※準元利償還金:一般会計等から公営企業会計等の繰出金のうち公営企業債の償還財源に 充てたと認められるもの、組合等への負担金・補助金のうち組合等が起こした地方債の償 還財源に充てたと認められるもの等のことです。

◆ 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負担の標準財政規模に対する比率で、この負債が将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示す指標です。この比率が高い場合、将来これらの負担額を実際に支払う必要があることから、今後の財政運営が圧迫されるなどの問題が生じる可能性が高くなります。

将来負担比率=A-(B+C+D) \div (E-F) \times 100

A:将来負担額

B:充当可能基金額

C: 充当可能特定歳入

D:地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額

E:標準財政規模

F:算入公債費等の額

※将来負担額:地方債現在高、債務負担行為支出予定額、公営企業債等繰入見込額、組合等負担等見込額、退職手当負担見込額、設立法人の負債額等負担見込額、連結実質赤字額、

組合等連結赤字額負担見込額

※充当可能特定歳入:町営住宅使用料、地域総合整備資金貸付収入など

◆ 資金不足比率

各公営企業の資金不足額の事業の規模に対する比率で、経営健全化基準の 20%以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければなりません。

資金不足比率=資金の不足額:事業の規模×100

◆ 早期健全化基準

健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準を上回ると、財政健全化計画の策定、外部監査の要求の義務付け、実施状況を毎年度議会に報告して公表しなければなりません。

◆ 財政再生基準

健全化判断比率のいずれかが財政再生基準を上回ると、財政再生計画の策定、外部監査要求の義務付け、実施状況を毎年度議会に報告して公表しなければなりません。また、財政再生計画について、総務大臣の同意が得られなかった場合は、災害復旧事業以外の地方債発行が制限される等、財政再生団体として位置付けされ、国の関与による財政再生が行われることとなります。

◆ 経営健全化基準

資金不足比率が経営健全化基準を上回ると、経営健全化計画の策定、外部監査の要求の義務付け、実施状況を毎年度議会に報告して公表しなければなりません。